

## 議事要旨(5)金融商品の時価開示における検討状況について

西川委員長（専門委員長）及び板橋専門研究員より、金融商品の時価開示に関する公開草案に寄せられたコメントへの対応方針に従い、会計基準案及び適用指針案の修正案が示された。また、修正に際し検討すべき個別論点について以下の説明がなされた。

- ・ 保険約款貸付については、時価開示の対象とする当初の対応を維持しつつ、保険約款貸付のように期限のない貸付金の時価算定方法を参考（開示例）で取り扱うことを検討したい。
- ・ 貸付金と同質の私募債を貸付金と同様に会計処理すべきとのコメントについては、そのように扱うべき私募債の範囲の検討が必要である他、場合によっては時価を算定・開示する貸付金の処理まで議論が広がりかねない。このため、特別な取扱いをしない原案を維持したい。
- ・ 定量的リスクの記載の要否について、会計基準の現状と肯定的・否定的意見の確認に留め、対応案の提示を行っていない。
- ・ 最初に到来する四半期の取扱いへの対応、準備期間の確保として、適用延期の選択肢は設けず、適用時期を平成 22 年 3 月末から等とする方向としたい。

説明の後、委員からの発言及び事務局からの説明は次のようなものであった。

- ・ 保険約款貸付を時価開示の対象外とすべきとのコメントについては、預金担保貸付と違い、貸付金に対応する負債サイドが時価開示されておらず、貸付金のみ時価開示されると読者に誤解を与えかねないとの懸念も背景にあるのではないかとの指摘があった。これに対し、その商品性について各社の判断で補足説明を行うことで、そのような誤解に対応できるのではないかと説明された。
- ・ 貸付金と同質の私募債の処理に関し、今回の会計基準等の改正を受けて、特定業種の監督官庁の指導と異なる取扱いとなることが懸念される、との指摘があった。これに対し、監督官庁と業界団体との間での議論が望まれる、当初提案していた経過措置は業種横断的な広がりがなく取り下げる予定である、との説明がなされた。
- ・ 定量的リスク情報の開示について、日本においては監査が困難であるとの意見が再確認された。また、監査不能であれば財務情報外での開示で充分ではないかとの意見が出された。一方、コンバージェンスの観点から国際財務報告基準の内容に近づけて開示を行っていくべき、との意見も出された。これらの意見を受け、引き続き検討を行いたいとの説明がなされた。

以上